

福岡県公報

平成19年11月30日
第 2 7 5 7 号

目 次

告 示 (第2250号 - 第2270号)

| | | |
|--------------------------------|------------|---------|
| 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 | (商業・地域経済課) | 1 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 2 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 2 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | 2 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | 3 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | 3 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) | 3 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) | 4 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 4 |
| 都市計画事業の認可 | (公園街路課) | 4 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | 5 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | 5 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | 5 |
| 公共測量の実施 | (土木管理課) | 6 |
| 公共測量の実施 | (土木管理課) | 6 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) | 6 |
| 土地改良事業の工事の完了 | (農地計画課) | 6 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | 7 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | 7 |

| | | |
|-------------------------------------|---------------|----------|
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | 7 |
| 公 告 | | |
| 落札者等の公示 | (総務事務センター) | 8 |
| 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 | (自然環境課) | 8 |
| 一般競争入札の実施 | (警察本部会計課) | 8 |
| 一般競争入札の実施 | (警察本部会計課) | 11 |
| 公安委員会 | | |
| 警備業法第23条に規定する検定の実施 | (警察本部生活安全総務課) | 13 |
| 正 誤 | | |
| 土地改良区連合の役員の就任 (平成19年11月福岡県告示第2753号) | | |
| 中正誤 | | 16 |

告 示

福岡県告示第2250号
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成19年11月14日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 つやざきショッピングプラザ
(2) 所在地 福岡県福津市宮司二丁目1番10号
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|--------------------------|------|------------------------|------|
| 駐車場の位置 | 収容台数 | 駐車場の位置 | 収容台数 |
| 福岡県福津市宮司二丁目1番10号 外 (5箇所) | 570 | 福岡県福津市宮司二丁目1番10号 (4箇所) | 262 |

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|-------|--------------------|-------|------------------|
| 出入口数 | 駐車場の自動車の出入口の位置 | 出入口数 | 駐車場の自動車の出入口の位置 |
| 5 | 福岡県福津市宮司二丁目1番10号 外 | 3 | 福岡県福津市宮司二丁目1番10号 |

福岡県告示第2251号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町王子4丁目614 - 1、614 - 6 から614 - 18まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号

株式会社 富士開発九州支店 代表取締役 小尾 洸

福岡県告示第2252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|---------|-------|--------------------------------------|-------------------|---------------|
| 久留米 | 県 道 | 甘 木 井 線 | 前 | うきは市吉井町千年1097番1先から 同市吉井町福永127番先まで | 2.3 ~ 20.0 | 820.7 |
| | | | 前 | 同上 | 10.6 ~ 31.6 | 830.9 |
| | | | 後 | 同上 | 10.6 ~ 31.6 | 830.9 |

福岡県告示第2253号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字尾仲字七苜496 - 1、496 - 2、496 - 12、496 - 13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡篠栗町大字尾仲806

古屋 和加枝

福岡県告示第2254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|------|--------------------------------|
| 直方 | 飯塚間線 | 宮若市宮田1852番1先から 同市宮田1542番先まで |

福岡県告示第2255号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成19年11月6日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
特定非営利活動法人遠賀川の水辺環境を考える会
- 代表者の氏名
井上 和洋
- 主たる事務所の所在地
福岡県直方市日吉町10番36号
- 定款に記載された目的

この法人は、遠賀川流域周辺地域社会に対して、水辺環境保全あるいは再生に関する活動の普及啓発事業を行い、水辺の環境向上について具体的提案ができる知識と行動力を伴う子どもたちを育むことと、遠賀川周辺地域のまちづくりのために寄与することを目的とする。

福岡県告示第2256号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成19年11月13日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
特定非営利活動法人筑前国シュガーロード飯塚宿
- 代表者の氏名
前田 精一
- 主たる事務所の所在地
福岡県飯塚市本町8番28号
- 定款に記載された目的

この法人は、飯塚市におけるまちづくりの総合的な政策立案及びプロデュースを行う。歴史的文化的遺産の保護をはかるとともに、独自の地域通貨を創設すること及び地域の施設を密接に結びつけ広域に及び経済システムを構築する。また、地域の特色を生かした商品・サービスを開発し、飯塚市の経済発展に寄与するとともに豊かなまちづくりを創造することを目的とする。

福岡県告示第2257号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成19年11月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人武光福祉会

(2) 代表者の氏名

川上 直哉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉郡筑前町高田2315番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や児童青少年をはじめとする一般市民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業などの福祉の増進を図る事業を行うとともに、福祉教育の推進、健康に暮らせるまちづくりを図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2258号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年11月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人共創

(2) 代表者の氏名

上津留 史朗

(3) 主たる事務所の所在地

(変更前) 鹿児島県鹿児島市武2丁目8番22号302号室

(変更後) 福岡県北九州市小倉北区黄金2丁目9番16-903号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数に対して、環境問題を提起しリサイクル、ゴミの削減など環境保護の重要性を認識してもらう為の各種啓発・研究等の事業を行う。さらに雇用恵まれない人達に各種能力セミナーを行うと同時に就業に対するアドバイスや相談に応じる事業を行う。これらの活動により、地域住民の健康で並びに生活の安定した社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第2259号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市綱分字安丸1407番4、1407番16、1407番33、1407番38、1410番、1411番2、1443番3、4070番及び4073番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市長 齋藤 守史

福岡県告示第2260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

久留米市

2 都市計画事業の種類及び名称

久留米都市計画駐車場事業 7号 JR久留米駅西口駐車場

3 事業施行期間

平成19年11月30日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

久留米市京町字3丁目、京町字4丁目及び縄手町字三角地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第2261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|---------|-------|------------------------------|-------------------|---------------|
| 宗 像 | 一 般 道 | 495 号 | 前 | 宗像市池田375番先から 同市池田340番1先まで | 18.6 ~ 39.6 | 17.7 |
| | | | 後 | 同上 | 18.6 ~ 39.6 | 17.7 |
| 宗 像 | 県 道 | 曲 須 恵 線 | 前 | 宗像市稲元80番1先から 同市稲元494番1先まで | 3.4 ~ 21.0 | 244.0 |
| | | | 前 | 同上 | 6.4 ~ 40.0 | 215.2 |
| | | | 後 | 同上 | 6.4 ~ 40.0 | 215.2 |

福岡県告示第2262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 朝 倉 | 500 号 | 朝倉郡筑前町高田2545番1先から 同郡同町高田2562番1先まで |
| 宗 像 | 曲 須 恵 線 | 宗像市稲元80番1先から 同市稲元494番1先まで |
| 宗 像 | 曲 須 恵 線 | 宗像市稲元81番1先から 同市稲元80番1先まで |

福岡県告示第2263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|---------------|-------|--|-----------------|---------------|
| 豊 前 | 県 道 | 上ノ河内 有 安 線 | 前 | 築上郡築上町大字上ノ河内513番2先から 同郡同町大字上ノ河内1559番先まで | 6.2 ~ 9.0 | 92.0 |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|----|------------------|------|
| | | | 後 | 同上 | 6.5 ~ 51.0 | 92.0 |
|--|--|--|---|----|------------------|------|

福岡県告示第2264号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量、1級水準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|---------------|-----------------------------|
| 北九州市八幡東区茶屋町地内 | 平成19年11月8日から 平成20年1月7日まで |

福岡県告示第2265号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那珂川町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点設置）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|------|------|
| | |

筑紫郡那珂川町都市計画区域内

平成19年10月1日から
平成19年11月30日まで

福岡県告示第2266号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年11月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人田主丸カル・スポクラブ

(2) 代表者の氏名

中島 紀元

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市田主丸町常盤1215番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、文化及びスポーツの振興を図る為の事業を行い、文化活動や生涯スポーツを通じて公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻生 渡

| 土地改良事業 の事業主体名 | 土地改良事業の名称 | 施行同意年月日 | 工事完了年月日 |
|------------------|----------------|--------------|--------------|
| 行橋市 | 区画整理事業（長井第二地区） | 平成16年 9 月28日 | 平成19年 3 月26日 |

福岡県告示第2268号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年11月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人消費者支援ネット宗像

(2) 代表者の氏名

石田 京子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市赤間1丁目1番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、宗像市及びその周辺住民に対して、消費生活相談や啓発講座を行うとともに、消費生活に関する情報の収集、提供を行い、もって消費生活の安定、向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2269号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 市民による成年後見の相談・支援センター

(2) 代表者の氏名

眞鍋 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区千早5丁目17番18号TKビル2号館205号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の周知、相談、支援活動を行うと共に、シニアライフ全般の支えあい事業を行い、高齢者が現在暮らしている街で、安心して暮らし続けていける「支え合い社会の実現」に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2270号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年11月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人国際交流サポート協会

(2) 代表者の氏名

前田 茂喜

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目10番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、個人で出来る国際交流の方法などを研究し幅広く紹介し普及させると共に国際的な出会いをサポートする事業を行う。さらに諸外国の芸術・文化及び人脈を生かして団体や個人を招聘し、公演及び講演等を行う。これらの事により、国際社会で対応できる青少年の育成及び国際交流の活性化に寄与する事を目的とする。

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

電子計算組織 一式 (4校分)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成19年11月9日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

日興通信株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1-1

5 落札金額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

40,740,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成19年9月28日

公告

「温泉法に基づく「申請に係る処分」に係る審査基準及び標準処理期間」の一部改正について、次のとおり意見を募集します。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成19年11月30日から平成19年12月30日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県自然環境課に備え置きます。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

反則切符印刷 24,000冊

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年2月1日 (金)

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年12月10日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|------|--------|
| 03 | 02 | 活版印刷 | AA、A、B |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所
4の部局とする。

(3) 提出期間
平成19年11月30日（金）から平成19年12月10日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等
平成19年11月30日（金）から平成19年12月10日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所
4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所
4の部局とする。

(2) 受領期限
平成19年12月13日（木）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成19年12月14日（金）午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県警察再任用職員給与管理システム開発業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県警察再任用職員給与管理システム開発業務委託

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成20年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部警務部警務課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年12月13日（木）現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|----------|-------|
| 05 | 02 | 電気通信機器 | AA又はA |
| 13 | 07 | ソフトウェア開発 | AA又はA |

(2) 当該業務にかかるシステム開発等を迅速かつ確実に納入できると認められる者。

(3) 納入時まで当該システムにかかる処理単位ごとの試験実施結果（出力内容、処理時間等）及びシステム仕様書を速やかに提出できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成19年11月30日（金）から平成19年12月12日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札説明会の開催

(1) 日時

平成19年12月7日（金）午後2時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 入札室（地下1階北側）

(3) 参加申込方法

平成19年12月6日（木）午後6時00分までに4の部局まで電話での申込み

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成19年12月13日(木) 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成19年12月14日(金) 午前11時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 入札室(地下1階北側)

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額

とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第430号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成19年11月30日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、時間及び場所

(1) 施設警備業務（2級）

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成20年3月13日（木） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

(2) 貴重品運搬警備業務（2級）

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成20年3月14日（金） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

(3) 雑踏警備業務（2級）

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成20年3月18日（火） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

(4) 雑踏警備業務（1級）

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成20年3月19日（水） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

(5) 交通誘導警備業務（1級）

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成20年3月25日（火） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

2 受検人員

各検定30名

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級、交通誘導警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務2級、貴重品運搬警備業務2級、雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問の筆記試験）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

5 学科試験及び実技試験

(1) 施設警備業務（2級）

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務（2級）

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務（2級）

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 雑踏警備業務（1級）

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 交通誘導警備業務（1級）

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場合における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請受付期間及び申請方法等

(1) 申請受付期間

平成20年2月4日(月)から平成20年2月29日(金)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後6時までの間

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書(検定等規則別記様式第1号) 1通
- (イ) 住居地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、免許証の写しなど) 1通
- (ウ) 写真2枚(申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

(エ) 前記3(1)の受検資格に該当することを疎明する書面

a 3(1)アに該当する者

検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書)

b 3(1)イに該当する者

検定等規則第8条第2号により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書(検定等規則別記様式第1号) 1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等) 1通
- (ウ) 写真2枚(申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

(エ) 前記3(1)の受検資格に該当することを疎明する書面

a 3(1)アに該当する者

検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書)

b 3(1)イに該当する者

検定等規則第8条第2号により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住居地(検定受検者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受検申請は、原則として受検者本人が申し込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(4) 検定手数料

| | |
|-----------------|---------|
| ア 施設警備業務(2級) | 16,000円 |
| イ 貴重品運搬警備業務(2級) | 16,000円 |
| ウ 雑踏警備業務(2級) | 13,000円 |
| エ 雑踏警備業務(1級) | 13,000円 |
| オ 交通誘導警備業務(1級) | 14,000円 |

検定手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

7 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

8 その他

(1) 受検当日、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参すること（各受検者

への貸与ロッカーあり）。

(2) 検定に関する問い合わせは、午前9時から午後6時（「県の休日」を除く。）まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

正 誤

| 発行年月日 | 公報番号 | 種類 | 同上番号 | ページ | 欄 | | 行 | 備考 | 正 | 誤 |
|----------|------|----|------|-----|---|---|---|----|-------|-------|
| | | | | | 上 | 下 | | | | |
| 19・11・19 | 2753 | 告示 | 2159 | 3 | | | | | 檜原 利行 | 檜原 利行 |